

特別口座で株式をご保有の株主の皆さまへ

東京エレクトロン株式会社

### 特別口座から一般口座への口座振替のご案内

拝啓 平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2014年6月開催の定時株主総会でご承認いただきました、東京エレクトロン株式会社（当社）と米国のApplied Materials, Inc.（以下、「アプライド マテリアルズ」）との経営統合にともなう株式交換契約に関しましては、2014年後半の効力発生を想定しております。この経営統合により、経営統合直前時点の当社の株主の皆さまには、当社の普通株式1株に対し統合持株会社の普通株式3.25株を交付させていただく予定です。統合持株会社の普通株式は米国ナスダック市場での上場に加え、東京証券取引所においても「外国株式」として上場される予定です。

本書面をご案内申しあげました株主さまにおかれましては、当社株式を特別口座<sup>(注1)</sup>でご保有されておりますので、東京証券取引所での市場売買のためには一般口座への口座振替および「外国証券取引口座」開設の手続きが必要となります。下記に、特別口座から一般口座への口座振替の申請方法をご案内いたしますので、必ずお手続きくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行および証券会社<sup>(注2)</sup>へのお申出により、あらかじめ当社普通株式の一般口座への振替を行い、かつ、振替先の口座で「外国証券取引口座」を開設された場合は、経営統合効力発生日の翌営業日に、「外国証券取引口座」において統合持株会社株式の交付を受けることが可能となる予定です。なお、お手続きをいただけない場合、統合持株会社株式の交付の際に、株主名簿への登録手続きが必要となる可能性や、交付後も株主総会等に係る資料の配布や配当金のお支払いに支障をきたす可能性があり、売却にあたって煩雑な手続きを要することがありますのでご注意ください。

敬具

(注1) 株券電子化以前に所有していた株券（証券会社の保護預かりを利用していた株券を除きます）や単元未満株式等の登録株式は、当社が三井住友信託銀行に開設した「特別口座」にて管理されています。

(注2) 国内上場外国株式の取扱いのある証券会社に限りです。

記

#### 〔口座振替申請の方法〕

##### 1. 証券会社に一般口座をお持ちの方

「口座振替申請書」に必要事項をご記入・お届出印をご押印のうえ、後記の「郵便物送付先」宛にご郵送いただくか、後記の「受付場所」へご提出いただくことによりお手続きください。なお、お取引先の証券会社<sup>(注)</sup>にお問い合わせのうえ、振替先の口座で「外国証券取引口座」を開設いただくことにより、統合持株会社株式の交付を受けることが可能となる予定です。

##### 2. 証券会社に一般口座をお持ちでない方

###### (1) 一般口座のご開設

証券会社に一般口座をお持ちでない株主さまは、新たに証券会社<sup>(注)</sup>に一般口座を開設していただく必要がございます。なお、振替先の口座で「外国証券取引口座」を開設いただくことにより、統合持株会社株式の交付を受けることが可能となる予定です。一般口座の開設および「外国証券取引口座」の開設に関するお手続き方法は、直接証券会社<sup>(注)</sup>にお問い合わせください。

###### (2) 「口座振替申請書」の提出

「口座振替申請書」に必要事項をご記入・お届出印をご押印のうえ、後記の「郵便物送付先」宛にご郵送いただくか、後記の「受付場所」へご提出いただくことによりお手続きください。

#### 〔ご注意〕

1. 特別口座から一般口座への振替の申請は、振替先の証券会社の一般口座と特別口座が同一の名義でないとお取り扱いできません。改姓名、商号変更等により、両口座の名義が異なる場合は、名義変更手続きを済ませた後、振替を申請してください。
2. 「口座振替申請書」にご記入いただく振替先口座の機構加入者コード（7桁）および加入者口座コード（21桁）については、振替先の証券会社にご確認のうえ、正確にご記入ください。なお、証券会社へご確認の際は、特別口座から一般口座への振替申請を行われる旨を、念のためお申し添えください。
3. 口座振替の申請をされてから振替先の口座に振り替えられるまで、所定の日数がかかりますので、ご承知おきください。

#### 〔口座振替申請の郵便物送付先および受付場所〕

1. 郵便物送付先 東京都杉並区和泉二丁目8番4号（〒168-0063）  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 口座振替担当
2. 受付場所 三井住友信託銀行株式会社 全国本支店  
（コンサルティングオフィス・コンサルプラザ・i-Stationを除く）

#### 〔单元未満株式（100株未満）〕

单元未満株式（100株未満）をご所有の株主さまにつきましては、ご所有の单元未満株式を当社が買い取らせていただく「单元未満株式買取請求制度」を、三井住友信託銀行を通してご利用いただくことも可能ですので、下記までお問い合わせください。

#### 〔お問い合わせ先〕

特別口座の口座振替申請、その他のお手続きにつきましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

以 上

（注）国内上場外国株式の取扱いのある証券会社に限ります。